

# 景観法の全面施行について

岸田 里佳子

Written by Rikako Kishida

## はじめに

我が国で初めての景観についての総合的な法律である「景観法」が、平成一六年六月成立、同年一月より一部施行されています。本年六月一日には、現在未施行の第三章部分が施行され、全面施行となる予定です。本稿では、景観法の主な内容、関連する支援および今後の展開について、概要をご紹介します。

## 景観法の内容

景観法は、景観に関する基本法的な部分と良好な景観形成のための具体的な規制や支援を定める部分に分けることができます。

基本法的な部分では、良好な景観の形成に関する基本理念を定めるとともに、国、地方公共団体、事業者および住民の責務を明らかにしています。

景観法の具体的な制度内容については、図1に示すとおりですが、主要な項目について以下に説明します。

### (1) 景観計画

景観行政団体が策定します。景観計画の区域においては、その範囲内にある建築物等の建築等に関して届出・勧告による規制を行うとともに、景観行政団体の長は、必要な場合に建築物等の形態または色彩その他の意匠(形態意匠)に関する変更命令を出すことができます。

### (2) 景観重要建造物および景観重要樹木

景観計画区域内の景観上重要な建築物、工作物、または樹木を景観重要建造物(樹木は景観重要樹木)として指定するとともに、その現状変更には景観行政団体の長の許可を必要とします。

### (3) 景観重要公共施設

景観計画に定められた道路、河川等の景観重要公共施設については、景観計画に即して整備することとし、景観計画に定める基準を景観重要公共施設の許可の基準に追加できます。また、電線共同溝の整備等に関する特別措置法の特例を設けています。

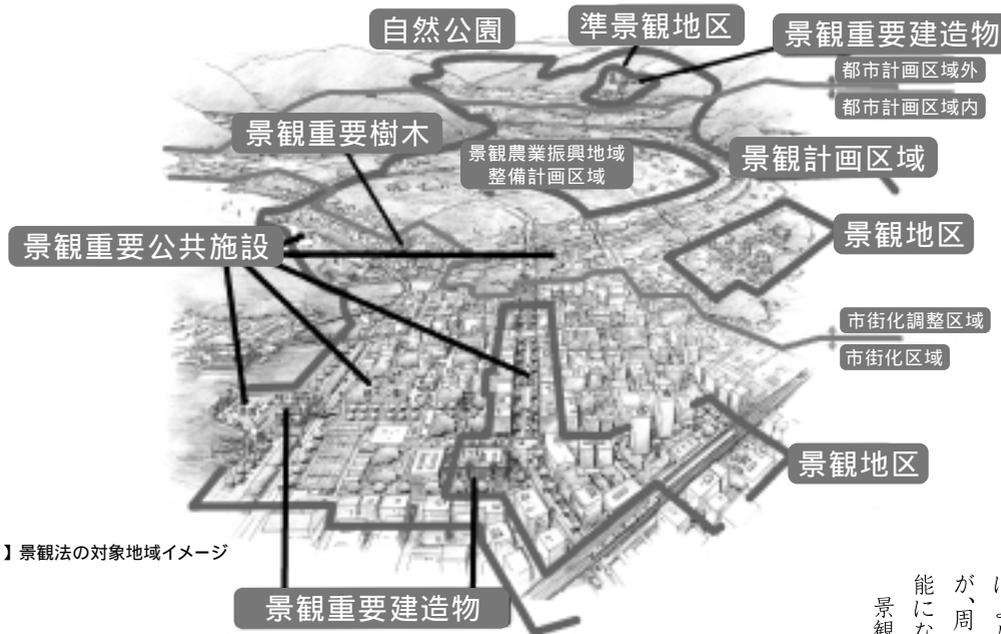
### (4) 景観地区

景観計画よりも、より積極的に景観の形成や誘導を図っていききたい場合、市町村は、都市計画と



【図1】景観法の仕組み

して景観地区を定めることができるようになります。景観地区に関する都市計画では、①建築物の形態意匠の制限、②建築物の高さの最高限度または最低限度、③壁面の位置の制限、④建築物の敷地面積の最低限度のうち、①については必ず定め、②④については必要なものを定めることとしていきます。



【図2】景観法の対象地域イメージ

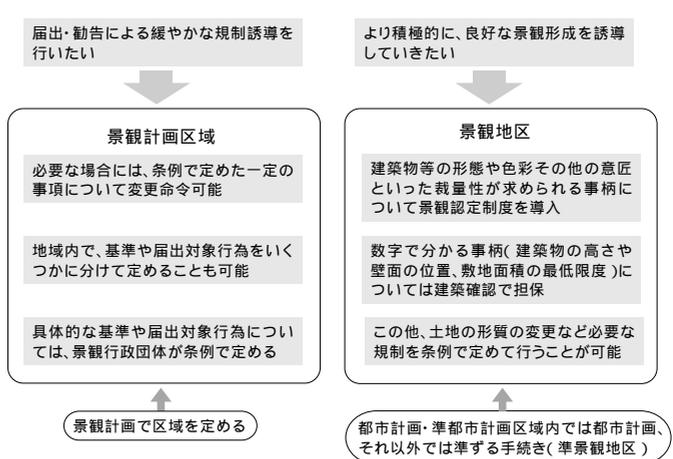
景観地区内の建築物の色やデザインについては、景観地区の都市計画で定める「①建築物の形態意匠の制限」に適合することについて市町村長の認定を受ける必要があります。この制度により、現場の即地的な環境をよく知る市町村長が、周辺との調和も踏まえて認定を行うことが可能になります。なお、工作物についても同様です。景観計画と景観地区の主な違い、手続きの流れについては、図2および図3をご参照ください。

### 関連する予算による支援

予算面では、良好な景観形成に資する事業を年度途中において機動的に支援することを可能にする『景観形成事業推進費』が平成一六年度に創設されています。また、同じく平成一六年度に創設された「まちづくり交付金」も市町村の自主性と創意工夫を生かしたまちづくりを支援するものであり、従来型の公共事業のみならず景観形成に関連する市町村独自の取り組みも支援対象となります。

### 今後の取り組み

本年六月一日には、経済界・産業界のご協力の下、「日本の景観を良くする国民大会」(主催…日本の景観を良



【図3】景観計画と景観地区の仕組みの比較

### 岸田 里佳子(きしだりかこ)

国土交通省 都市・地域整備局都市計画課長  
補佐、元京都市都市づくり推進課課長

国土交通省として、全国各地における良好な景観形成の推進を図るため、今後とも積極的に取り組みを進めてまいります。

CEL